

第二條 本會加盟組合並に支部は有縣聯合會又は適宜なる地方聯合會を組織する。

とを得

第三條 本會加盟諸團體の規約は、其の團体に於て定め本會の承認を経て附帯するものとする。大會、中央委員會、執行委員會、各委員會は、總大會の附帶議題並に文部基

第 茲 條 本規約は別に定む。

以上

政府が社會政策的法護法規なりと稱せる現行工場法、鑛山法、健康保
險法等の美名にかくれ、資本家事業主は之等、法規の不備欠陥を捉へて
監督官の公然の默認の中に違反行爲をなしてゐる。

工場法による設備不完全、或は雇傭係頃に於ても、徒らに臨時雇傭制
度を設け、其他労働者の傷病手當、解雇手當等の不拂を強制したり、常
に法網をくぐるに機敏なる彼等資本家の一片の違反行馬たるといへども
見逃すべきに非ず、これが非行を曝露し、告発し彼等の反省を促し、且
つ之等の欠陥を現實に捉へて法規の改正を要求することに努めねばならぬ。
又本年七月一日より實施さるべき少年婦女子の深夜業廢止の實施後と
雖も決して油斷はならない。これを理由とする賃金低下、解雇者の出るこ
とを極力阻止すべきものであり、かかる恩恵なる事業主への糾察隊を設
置し、彼等の一切の邪惡を摘發糾察すべきである。

一 實行方法

速かに糾察隊を設置して活動すること。(組織に関する具体的)
(方法は執行委員會一任)